

第 66 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成28年12月20日（火）9:55～11:45

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、西郷 浩

【審議協力者】

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室 秦室長、城田統括統計官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 おはようございます。定刻より5分ほど早いですが、皆様、早目にお集まりくださっているので、始めさせていただきたいと思います。

今日は第66回産業統計部会ということですが、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

今日は、河井委員が御欠席と伺っております。

今日の議題は、前回に引き続きまして、経済産業省生産動態統計調査の変更ということでございます。

では最初に、事務局から資料の御紹介をお願いします。

○大森総務省政策統括官（統計基準担当）付 それでは事務局から説明させていただきます。本日の配布資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。

資料1が、前回部会の結果、追加説明が求められた事項、資料2が答申（案）となっております。

また、参考資料1が、各種会議における統計の人員に係る御発言について取りまとめたもの、参考資料2が、統計調査のリソースの各府省の状況について取りまとめたもの、参

考資料3が、統計調査における民間事業者の活用に関するガイドラインの見直しについて、参考資料4が、参考で付けております前回部会の経済産業省の説明資料、参考資料5は、前回部会の議事概要でございます。

なお、資料番号としては付しておりませんが、座席図、出席者名簿、更に、12月16日の統計委員会において、経済産業省生産動態統計調査の報告をした際に委員の皆様から示された意見の要旨もお配りしております。

さらに、メインテーブルの方には席上配布資料を1枚配布しております。席上配布資料につきましては、大変恐縮ではございますが、会議終了後、回収いたしますので、お帰りの際は席にそのまま置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それではこれから審議に入りますが、今日の審議予定でございますけれども、最初に、先週、統計委員会がございましたので、その部会報告をした際に、統計委員会の委員の方々からいただいたコメントを紹介していただきたいと思っております。

それから2番目に、前回の部会の後に7点ほど確認をお願いした事項がございますので、それにつきまして、経済産業省からの回答をお願いしたいと思います。

それから最後に、答申（案）の審議を行うということで予定しております。

本日の予定は12時までとなっておりますが、若干時間を過ぎる場合もあろうかと思っております。その場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構です。

では、以上の進め方いたしますので、どうぞ御審議、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、先週12月16日の統計委員会におきまして部会報告をした際に、出席委員から御意見をいただいておりますので、これについて、事務局から御紹介をお願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは御紹介いたします。特に資料番号は付けておりませんが、経済産業省生産動態統計調査の報告の際に委員から示された御意見（要旨）ということで1枚付けておりますので、これに基づいてお話をいたします。

いつもながらのことではございますが、この要旨は部会審議のために便宜的に作成しているものでございますので、正式な議事概要等は、後日、委員会担当室から照会等なされると御承知おきください。

意見は黒丸で3つ付しておりますけれども、前2つは委員長と部会長のやりとりになります。まず1つ目としては、民間委託への指摘について、どこまで整理をするのかということで委員長から御質問がありまして、それに対して部会長から、可能な限り具体的な対応策に踏み込んで整理をしたい、実施してみないと分からない面もあるため、計画している事項はしっかり対応していただくということは押さえた前提で整理をしたいというお答えがなされました。

それから2つ目としては、民間委託の影響評価のフォローアップについて、どのような対応を考えているのかという御質問がありまして、部会長から、今後の課題として書き込

むことを想定していますとの答えがなされています。

それから3つ目、宮川委員からなのですけれども、最近の各種研究会の議論において、統計リソースの確保、人材育成の充実といった指摘がある。民間委託を行った場合に、効率化された人的リソースを人材育成にどのように活用するのかということで、各種研究会での指摘と整合的になるように部会でも審議をお願いしたいというコメントがありました。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。以上のようなコメントをいただいておりますので、これらを踏まえて、この後の審議を進めていく必要があるかと思いますが、今の段階でこれらのやりとりにつきまして、何か御発言がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に進ませていただきたいと思います。次は資料1になるかと思いますが、前回部会で追加説明をお願いした事項につきまして、経済産業省から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、早速、よろしくお願いたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 よろしくお願いたします。それでは資料1の2ページ目、(1)について、いただいている質問の概要と、それに対する答えのセットで進めていきたいと思えます。単年度契約における年度が替わるタイミングでの受託事業者の変更があり得ることに関する質問の①、平成29年1月から2年間の事務について、平成30年4月で民間事業者が代わる前提での大まかな流れを示してほしいということでした。

これにつきましては、資料1の8ページ別紙1をご覧ください。表の上段の「調査業務」ですが、月例業務が継続している中で、年に一度の業務として、4月から6月ごろに年報作成業務を行いつつ、調査関係用品の原稿作成等を行います。例年であれば、その後、関係用品の印刷、梱包・発送作業を私どもが直接外注して行うという流れでございます。

下段の「委託手続」ですが、平成29年におきましては、A事業者と仮定しますが、業務を受託した事業者に対する指導・研修等、業務外注の準備作業について、おおむね6月ごろからを予定しているところです。

調査関係用品の発注は、直接国が外注していた時期とおおむね同時期に、この民間事業者が再委託により行うことを想定しているところです。

そして、実際の調査票の回収・審査・督促、これらの業務が10月から開始され、平成30年3月まで行われることとなります。

平成30年度業務については、委託契約のために一連の入札手続が必要になり、平成30年4月以降、事業を速やかに、かつ円滑に遂行できるように契約手続を早め、入札を1月、開札を2月に行い、契約事業者Bと仮定しますが、Bを決定することとなります。

B事業者においては、A事業者から必要な引継ぎを行うとともに、少しでも早く受託業務を立ち上げてもらうため、必要なマニュアル等を適宜貸与することを想定しています。

契約自体の締結時期は、これはどうしても4月になってからになりますので、この表にはそれ以前のタイミングでの作業内容を具体的に書き込むには限界がございますので、この

ような記載になっております。

平成 29 年度事業において蓄積された民間事業者と私どものノウハウを、マニュアル・運用方法、指導・管理方法などに反映させるとともに、総合評価方式の評価項目として、4 月からの業務開始に関し、円滑な業務遂行に向けての準備や実施体制などについても評価をしっかりと行うことを考えています。更に、過去の受託実績などの確認も考えているところです。

また、B 事業者においては、A 事業者から必要な業務の引継ぎを行うよう、仕様書に明記し、実施計画書における評価内容とすることも想定できますし、加えて、当室も責任を持って両事業者間で適切な引継ぎが行われるよう、指導・監督することを想定しております。

このように、平成 29 年度の受託業務開始時と比べて、限られた時間ではありますが、平成 29 年度における民間委託自体のノウハウが当室に蓄積されること、また、次年度事業者選定や事業継続に関して統計精度の維持を前提として取り組むことなどにより、円滑な事業遂行が継続可能と考えているところでございます。

以上、この表に関する説明でございます。

次に資料 2 ページの②でございます。民間事業者の研修等に本省内での O J T も想定しているのかという御質問でございます。これにつきましては、マニュアルを用いた座学形式での研修と、実際に審査システム等を用いた実技形式の研修を主に予定しております。

実技形式の研修は仮想データ、仮想データと申しましても実際には過去月のデータとなりますが、実際のデータを用いて実務に近い形でシステム審査等の研修を行うことにより、習熟は可能と考えているところです。

なお、9 月分からの業務開始前は、当室の各調査票担当者は繁忙期中、通常業務に従事しているという状況でございまして、民間事業者の O J T 研修への対応は、なかなか難しいと思っておりますが、実際に当室の担当者が行っている内容や状況を近くで見聞きしていただき、事前の習熟度を増すことも想定しております。

③ですが、複数年契約についてのお問い合わせでございます。一般的に複数年契約を行う場合には、通年での業務実績を踏まえる必要があると理解しております。また、当然、財務省との事前調整も必要でございます。

複数年契約は、委託事務遂行の安定や契約事務の簡素化、経費の削減効果等、受託者側・委託者側の両者にメリットがあると考えられることから、状況が整えば、複数年契約を行いたいと考えているところでございます。

④としまして、民間事業者が年度で交代する場合の調査対象者への対応について、でございます。事業者が交代した場合には、その旨を文書等により通知する予定です。また、事業者間の切替えが生じた場合に備えて、仕様書において、適切に業務を引き継ぐように明記するとともに、事業者と当室の双方で定期的に各種マニュアル類の更新を行うことで、事業遂行で得られたノウハウを蓄積することを想定しております。更に、業務が円滑かつ適切に引き継がれるように、先ほど申しましたように、当室も責任を持って関与することを予定しております。

(1)については以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明に関して、御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○西郷委員 今、御説明いただいたことに関しましては、民間事業者が代わり得るという状況の中で、ノウハウの吸収、それからその伝承というのですか、次の事業者への引継ぎ等、きちんと対応がなされていると思いますので、私は適切なのではないかと思います。

今回のことに限らず、これは統計委員会全体の問題になると思いますが、民間事業者の活用が始まってから数年たつわけですけれども、そろそろそのこと自体についての統計委員会での反省があっているのではないかと思います。

例えば、私が経験した民間事業者の活用という点の経験から言いますと、単年度契約とは言いながら、同じ事業者が数年にわたってずっと落札し続けることが結構多い。それはそれで理由があって、1度経験した事業者というのは、頼む方も非常に評価が高くなりやすいわけです。それで成功している。

ただ、それは恐らく最初に想定していた民間事業者の活用とは少し違う結果のような気もいたします。

その一方で、当初心配されていた、劣悪な事業者が非常に低い価格で落札して、調査そのものが立ち行かなくなるという現象は、私が知っている限りではほとんどないと思っています。

ですので、民間事業者の活用ということが、当初計画されていた段階から数年たって、我々も経験を積んでいますので、民間事業者に公的統計のかなり重要な部分を委託することに関して、この辺で1度反省して、次の基本計画なり何なりで、今後、民間事業者の活用をどういうふうに考えていくべきなのかという整理があってもよいのかと。

これは今回のこととは全然無関係な反省というか、私の感想ということで申し上げたいと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。実は私もそれと近い、全く同じということではないのですが、方向性のよく似たコメントを申し上げたいと思っていたところです。確かに単年度契約なのに同じ事業者が続くというのは、単年度契約の趣旨には反することになる。けれども、実務的には同じところが続いた方がお互いに合理的だという、すごく矛盾した状況にあるということもありますので、そういう意味で、仕組みと実態がなかなか合いくくなくなっているということもあろうかと思います。

その意味で、私はやはり、できるだけ早期に複数年度契約に持っていくとか、制度の方も合わせていていただきたいと思いますので、今の西郷委員の御意見もこの後の最終的なまとめの中で扱いをまた確認していきたいと思いますが、今の契約の切替えのところのあり方というのは確かに大きな問題だという感じがします。

私も西郷委員と同様に、こういう切り替えで最大限配慮されているということは、これはこれで多とします。しかし、前回も少し議論になりましたけれども、最初の契約の開始のところはかなり準備期間もあるけれども、2年目から引継ぎの期間が極めて限られているということで、同じ業者であるのであれば引継ぎは事実上ゼロに等しいからよいでしょ

うが、そのところでどうしても難しい問題が起こるような気がするのです。

ですから、特に事業者が替わるような事態が起こったときに備えていただくことは当然必要なので、それに備えて、引継ぎがスムーズに行われるように、また、調査対象者に対してもその混乱が起きないような御配慮を是非お願いしたいと思っております。

それでは、この1点目についてはよろしいでしょうか。

それでは次の点に進ませていただきます。では、2番目の民間委託の業務内容に関連する御説明をお願いしたいと思います。

これにつきましては、宮川委員から、効率化された人的リソースをどのように活用するかということについて御指摘があったわけです。これにつきましては、先ほど御紹介いただきましたから、改めて紹介はなくてもよろしいかと思いますが、そういった御発言がありましたので、これを踏まえまして、まず事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 では、お手元に参考1という簡単なペーパーをまとめております。既に委員のみなさまは、御承知かと思われませんが、昨年から一連の経済統計を中心とした会議において議論が行われております。その基になっておりますのが経済財政諮問会議でございますが、経済財政諮問会議におきましては、12月7日の第20回会合で、有識者議員から統計システムのガバナンス構築に向けてというようなことで、ここに下線を引いておりますが、統計関係予算・機構定員等の抜本見直し・充実といったような提案が行われているところでございますが、一方で、先ほどの項目で御指摘のありましたように、民間事業者をどう育成していくかということも重要である、特定の事業者だけが対応するというようなことはかえって好ましくないということで、裾野拡大みたいな話も出ております。

この会議におきましては、伊藤元重議員から、予算、機構定員の抜本見直し・充実が必要だという御発言がございます。後段にございますが、現場では人材が非常に枯渇して疲弊していると言われていたので、是非しっかり取り組んでいただきたいという御発言がございました。

これに対して、国家公務員制度を担当しております山本臨時議員から、統計改革を進めるための各省統計作成部門の人員・予算の確保及び人材育成も必要と考えているという御発言もあったところでございます。

その後、伊藤元重議員を座長とします、内閣府の「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」の報告書が12月13日に取りまとめられておりますが、その中でも以下の共通認識ということで挙げられておりますのが、経済統計改善のための体制の強化というところでございまして、その中では、まず民間委託に触れながら、一方で統計調査の企画を行い、その質を担保するためには、作業を指示・監督する職員が一定数必要である。この点については、現行の第Ⅱ期基本計画においても基幹的業務については国が自ら行うということを原則としているものと軌を一にするものでございます。

その後、後段に行きますと、行政の垣根を超えて、統計へのリソース配分を大胆に見直し、人員の確保・増強をする必要があると。ただし、この辺り、具体的にこういうふうに確保しなさいというような点は必ずしも明確になってございません。具体的な方針の中で

取り上げているリソースの強化については、新たな課題やニーズに対応するための統計人員の確保・増強という形で、既存のものを見直すというよりは、例えばこの生動調査なんかでも、新たに品目の拡充等を図るべきというニーズがあれば、それに対応する人員の確保・増強が必要というような形で取りまとめられています。

また、民間委託の活用という部分でも、報告者の負担軽減、集計・公表の効率化というところ以外に、事業全体の合理化を図るという形で、人員を確保する一方で、効率化、合理化というところも求められているところでございます。

この研究会報告を基に、近々、政府としての統計改革の基本方針が取りまとめられる予定と聞いております。

事務局からの説明は以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。経済財政諮問会議等の諸会議でいろいろな統計関係の議論、特にリソース確保についての議論なども含めて出ておりますので、その辺りのところを御紹介いただいたところでございます。それでは、経済産業省からも御説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 それでは、席上配布としてお手元にお配りさせていただいた紙を基に、(2)について御説明させていただきます。

これについては、業務委託後の職員数の変更等にも関係するものですから、前回同様、説明資料については席上配布とさせていただいたところでございます。

まず、現時点で当室の職員数はこの表のとおりでございます。

これが実態でございまして、②としまして、業務委託に伴う人数の変化というのは、前回部会の席上配布でこのぐらい減るのではないかとということで御説明したところでございます。

外注化に伴う効率化により生じた当省のマンパワーの使い方については、実際にはまだ1年ほど、又はそれ以上先ということもあって、その時点で置かれている状況により大きく変化することも想定されると思いますので、具体的な人数をこのように使いたいというところを示すのは現時点では非常に難しいと思い、どういう方向で取り組むという業務について御説明させていただきたいと思います。

1番目として、経済産業省生産動態統計調査の目的であります鉱工業生産の動態をより的確に把握するための調査品目の見直しを想定しているところです。これは、新規調査品目の検討もあろうと思います。一方で、既存調査品目についての品目定義等の見直しもあろうかと思っております。現在、109の月報で調査を毎月行っていますが、全体で約2,200の品目を調査しているところです。昨今の非常に目まぐるしい技術変化や構造変化に対応した調査品目とするために、調査品目としてのあり方についての検討は必要不可欠なものと考えております。

2番目としまして、毎月作成・公表する統計数字が正しいかどうかを判断するためには、その調査品目、業種が置かれている経済状況や製造設備を十分理解することが必要と考えております。そのために、調査品目の見直しを行うに当たって必要となる品目知識を習得・強化するため、企業との意見交換、情報収集、工場や製造設備見学、展示会での最新技術・

情報の習得などが欠かせないと考えているところです。更には、研修等に参加することも含めて、職員のスキルアップも図っていきたいと思っております。

3番目としまして、データチェックの強化でございます。集計値をより効率的に審査する方法や公表するデータのチェックの強化などを想定しております。これは、今ほど説明した情報収集による強化もあろうかと思っております。

4番目としまして、経済産業省生産動態統計を活用した調査分析結果の発信を考えており、省内の原課や省外の統計ユーザー、調査票報告者にとって有益な分析や結果の提供方法などについて、更に検討したいと考えています。

当室は統計メーカーではありますが、自ら分析を行うことによって、公表値自体への気付けや公表方法、調査品目に対する見方等、得られるものが多くあると思われ、それらをまた調査にフィードバックすることで、より有益な統計が作成できる、そのことが非常に重要ではないかと考えております。

また、統計に対する報告者の理解を少しでも多く得られる工夫、努力をすることにより、調査票の提出につながるのではないかと考えている次第です。

このように、経済産業省生産動態統計調査について、より利用価値のある、利用しやすい結果公表を行うため、外注化に伴う効率化による本省職員の再配分先については、主に企画・分析分野を中心に集中したいと考えております。ただ、民間委託直後は、これまで行ってきた実査業務が円滑に引き継がれるよう手厚く指導することなどを想定すると、これら業務への傾注には一定の時間がかかるのではないかと考えております。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

この関連は、民間委託の業務内容関係ということですので、その関連で、もう1つ、経済産業省の担当職員の推移についても、事務局で資料を準備していただいておりますので、そちらについての御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、参考2に取りまとめております。この資料、先ほど御紹介した伊藤元重議員の「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」でリソースの現状を説明させていただいたときに使用させていただいたものでございます。

ここでは、専ら府省別の統計に携わる本省の職員の推移を、平成18年から平成28年までの間で示しております。主要省ということで、そのほかのところは合算という形になってございます。

これを御覧いただいたら分かりますように、内閣府のように、この間、若干の増員が図られているところも一部にはあるものの、ほかの省につきましてはおおむね減少ということになっております。中には、厚生労働省、農林水産省のように、3割減というようなかなり厳しい減員が課せられたところもございます。経済産業省につきましても、真ん中の赤字で囲んでいるところがございますが、おおむね2割程度の減ということで、もともとの数が厚生労働省、農林水産省に比べて少なかったため、この中で2割減ということは、かなり影響は出ているのかと思っている次第でございます。

なお、合計欄を見ていただきましたら分かりますように、合計欄でも2割弱の減ということになってございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。これはなかなか大幅な減少で、10年間で約2割の減少を経済産業省、また、ほかの省でもそれを上回るものもあるほどで、その意味では、かなり危うい状態になっていると感じてお聞きしました。

それでは、この話題につきましては、この調査での人員で、民間委託に伴って体制がどのように変わっていくのかという御質問に対してのお答えを頂き、また、経済財政諮問会議等での議論も紹介していただき、また、このような経済産業省を含む各省の統計職員数の推移ということで、そのデータも示していただいたということですが、これらを踏まえまして、改めて御審議をお願いしたいと思います。

特に御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、私からよろしいですか。席上配布の資料、ありがとうございます。これについて経済産業省にお尋ねしてみたいのですが、ここに効率化が可能と考えられる業務量はネットなのでしょうか。それともグロスなのでしょうかという質問なのです。何を言いたいかという、民間委託に伴って、やはり業務が増える部分があります。発注者としての発注の業務、それから受注者に対する管理とかいう部分も増えることとなりますが、それを差し引いたというネットの意味か、それとも、それはそれで別のところにカウントしておいて、該当部分が減るというだけでの効率化ということでしょうか。

片道か往復かという、分かりにくい質問かもしれませんが。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 前回部会では、1人が行っている業務がそのままではなくて、一部が外注される。しかも、それは直送だったり局経由だったりするので、業務量の換算は非常に難しいという御説明を申し上げたのですが、ここで記載した分は、一応、実際の業務量を想定しているところでございます。

そのような意味で、部会長がおっしゃる、逆にプラス側としてはそう多くはないと思うのですが、例えば契約に向けた手続関係はプラス側で入ってくる可能性はありますが、ここで入れている中には、業者管理も含めてカウントしてありますので、おおむねこの数字に近いような人数分と考えているところです。

○川崎部会長 ほぼネットだという感じですね。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 だということで考えています。

○川崎部会長 なるほど、そうですか。そうやって、それをできるだけ生産動態、あるいは鉱工業生産の関係に活用していこうという御趣旨だということですね。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 はい。

○川崎部会長 分かりました。

いかがでしょうか。

これはほかの会議でもかなり話題になっていることではありますけれども、人員が限られている中で、できるだけ効率化を図りながら、重要なところにリソースを充てていくと

いう意味では、その点では適切な方向ではあるかと思いますが、そうは言っても、全体のリソースがあまりにも絞られているというのがやはり大きな懸念事項ではないかと思っておりますので、この辺りはまたこの後、答申の中で扱っていきたいと思っております。

それでは、この点、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、次の論点に移らせていただきます。3番目、民間委託のガイドラインということでお尋ねしておりました。

これにつきましては、事務局からの御説明ということになりますので、お願いしたいと思っております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 お手元に、参考3ということで、簡単ではございますが、「統計調査における民間事業者の活用に関するガイドライン」の見直し状況を取りまとめた資料を御用意しております。

ちなみにこのガイドラインは、当初、平成17年に、いわゆる公サ法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）の制定に応じて策定されたものでございます。公サ法等の推進によって民間事業者を活用する際にどうあるべきか、というようなことを取りまとめたものでございまして、その後、統計法の全面改正、基本計画における検討要請など、状況の変化に応じまして、これまで5回改定を重ねてございます。

また、その後、現在も、裏面にございますように、現行基本計画の中で再検討を要請されております。平成28年度末までに結論を得るようという宿題が出ておりますので、それに依って改定を進めているところでございます。

それでは、改定の方向性・ポイントについて、表面の2番で御説明させていただきます。このプロセス保証というのは少し分かりにくいのですが、品質保証活動、いわゆるC A P D oと言われている、チェックして、その内容に応じて改善を図っていくという取組がございまして、その時に、単純に製品の質だけを見るのではなくて、どういう作成手順を踏んでいるのかという、その作成プロセスについて可能な限り取り組んでいこうというものでございます。

具体的には、丸の説明にございますように、いわゆるトレーサビリティ、追跡可能な証跡（記録）の確保ということで、業務の内容を記録していくものであり、この点については、前回の御議論等の中で経済産業省も対応されるという話がございました。業務従事者の教育・訓練の実施についても同様でございます。

これら、業務の質を確保するために、委託先に新たに業務を追加していこうというものです。これまで、必ずしも記録を残しなさいとか訓練をしなさいということまでは求めていなかったものを、明確化、追加していこうというところでございます。

それから更に民間事業者においては、第三者による監査も含めまして、内部監査、内部評価と言われるものを徹底してもらおうというものです。そして、その結果を委託した府省に報告していただき、事業者自らのチェック体制ということも取り込んでおります。

それから3つ目としまして、調査業務を進めるために必要な資格、認証の要件について評価を行うときの加点要件に設定していこうということです。具体的には、一般的に取得が進んでおりますプライバシーマークであるとかI S O9001、同じくI S O20252といっ

たような公的認証を得ているところには加点をしていって、質の高い業者を選べるようにしようという取組でございます。これについては、あまり取得が進んでいないような資格を要件にしますと競争の阻害ということにもなりますので、その辺りの状況も踏まえながら、適宜質の高い業者を選定していただくことをお願いしているところでございます。

それから、もう1つ大きなポイントが、裾野の拡大、先ほど来、お話が出ていますが、事業者の裾野を拡大しなるとなかなか競争も成り立たないのではないかとということで、まずは関係書類・用品の中身とか疑義照会の中身とかいうような、これまでノウハウと言われていて、必ずしも明確に次に引き継がれなかったとか、入札のときにそれを知っていることが非常に有利な条件になるという、先ほど西郷委員から、同じ業者が継続してというのは、一つには情報開示がされないとか新規事業者はどういう見積りをしたらよいか分からないということで、そういう情報の開示が必要だということでございます。

また、裾野拡大のもう1つの眼目としまして、いわゆる共同事業体、複数の事業者で共同して業務を受託する、又は分離して、それぞれの特性に応じた事業者が入札に参加できるようにするといった形で、少しでも公的統計の業務に携わっていただきたいという取組を考えているところでございます。

このガイドラインは、あくまで民間事業者の適正な活用を推進するために各省が講ずるべき措置の標準的な指針として策定されているものではございますが、これに沿って適切な運用がされることを私どもとしても推進しているところでございます。

また、今回のガイドラインの改定については、平成28年度末までに正式に改定作業を終えるということで、民間事業者の意見等も聞きながら、今、最後の詰めをしているところでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。このような府省横断的なガイドラインの改定作業が進みつつあるようですが、その中で、経済産業省としての今後の方針、対応についての御説明をお願いしたいと思います。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 この点につきましては私から。

○川崎部会長 分かりました。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 先ほど事務局から御説明いただきました本ガイドラインの見直しにつきましては、公的統計の品質保証に関するワーキンググループにおいて検討してきたプロセス保証の考え方をガイドラインに導入するためのものであります。本年度末までに取りまとめる予定と認識しております。

本ガイドラインの取りまとめを踏まえまして、省内において統計調査実施課室に説明会を行うなど、本ガイドラインの趣旨や実施内容について周知するとともに、統計調査を実施する上での相談にも対応し、改定されるガイドラインに沿った対応を図ってまいりたいと考えております。

なお、商業動態統計調査の入札におきましては、ISO20252 やプライバシーマークなどの導入の有無を総合評価方式での評価として既に行っているところでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これに関しまして、御質問、御意見とかがありましたらお願いしたいと思います。

これは大変よいことだと思いますので、是非ガイドラインをどんどん進化させながら、よりよいものにしていただき、また、経済産業省生産動態統計に限らず、経済産業省、また、ほかの府省もこのような新しいガイドラインに沿って、より効果的な民間委託の活用の仕方をやっていただけたらと思います。御報告、ありがとうございました。

それでは、3番目につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、4番目の結果精度の維持・向上に関連するお尋ねで、資料の提供をお願いしておりました。こちらにつきましては、調査実施者の経済産業省からお願いします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 続きまして、資料1の3ページの中段以下、(4)、当グループにおける先行して民間委託を実施しております他調査の回収率以外の指標についてでございます。

この表に有効回収率と書いてございますが、有効回答率と同じでございます。これにつきましては、表のとおりとなっております。各調査の有効回答というのは、おおむね集計に用いた調査票という定義でございますが、各調査とも、民間委託後は上昇しております。

また、前回資料にて回収率についてお示したところでございますが、その回収率とこの表の数値を比べますと、直近と民間委託前の差、つまり表で言う右側の項目の(C)－(A)は、一番下の海外現地法人四半期調査は両者の差はないのですが、経済産業省企業活動基本調査、海外事業活動基本調査については、回収率の増加分よりも、有効回収率の増加分がともにプラス2.6ポイント高いということが、数字上言えます。つまり、全体の回収率についてはおおむね維持できていると申し上げたのですが、有効回収率・回答率につきましてはそれ以上に上昇しているということが言えます。

一方で、疑義照会の件数につきましては、調査票の改正があった年や回収時点の状況等に左右されて、なかなか単純比較は難しいのかと。

同様に、督促につきましても、これらの調査において督促を開始するまでの時間や時期の違い、また督促方法については調査年ごとに見直しているということから、データ自体による比較は難しいと思ひまして、本資料には掲載しなかった次第でございます。

資料1の4ページ、先行して民間委託している統計調査の民間事業者の創意工夫における効果的な事例でございます。精度維持等に結びつくような民間事業者の主な創意工夫としては、次のような事例があるとのことでした。1つ目は、調査実施の事前のお知らせの工夫として、それまでのはがきから、A4サイズの袋とじ形状のものを送付することで、ほかの郵便物との差別化が図られ、調査記入担当者の目を引いて、手にとって開封して見ていただけたことから、その後の調査実施の流れがスムーズになったとのことでありました。これは経済産業省企業活動基本調査の例でございまして、実物はこういう非常に立派なもので、多分役所ではなかなか印刷できない、紙質のよいものでございます。「中身はこういう調査票です。」というのを含めて、「これから行きますのでよろしくお願いします。」と、その後の調査がスムーズになっていると聞いております。

2番目は調査対象名簿の整備の効率的な取組としましては、調査票の回収状況、督促状

況、応答記録等の情報の管理を一元化することにより、督促業務が効率化され、結果として、これが回収率維持への貢献を果たしたのではないかと考えられるとのことであります。これも経済産業省企業活動基本調査の例でございます。

3番目は調査票にバーコードをプレプリントしたことにより、調査票受付時の企業、事業所の特定が容易になり、調査票回収作業が効率化されたこともあと聞いております。これは全調査において行われた例ということでございます。

それから4番目、フリーダイヤルの設置により、問合せ対応の際などの調査対象企業、事業所からの返信がスムーズになったと聞いております。これも全調査において行われていると聞いております。

最後に3の回答ですが、スタートしたばかりの商業動態統計調査でありましたが、民間委託分においては、現在のところ、本省職員が直接調査対象事業所に督促を行ったケースは発生していないということでございました。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これについての御質問、御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

○西郷委員 質問というよりは感想なのですが、回答の中身についても有効回答率という形で御確認いただいて、そっちを見ても、むしろ単なる回収率よりも、よりよい成果がおさめられていることが確認できたということはよかったですと思います。

ただ、これも恐らくは、民間事業者の活用によってこれだけよくなったという面もあるかもしれませんが、それとともに、経済産業省で、民間活用に当たって、それなりに人員を割いてサポート体制を作っていたいただき、その共同作業の結果がこれだと解釈するのが一番本当なのではないかという私見は述べさせていただきたいと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。確かに民間委託を上手に活用するためには、それなりの両者の協調関係が必要などころがあります。経済産業省側も恐らく心してインプットされたということなのだろうと私も思いますので、全く西郷委員の意見に同感だと思います。

ということで、本当に細かな統計の品質まで分かるかという、なかなか計れる部分には限界があるところもありますけれども、こうやってできる限りのところまでのデータを出していただいたということで、この状況が理解できたということかと思えます。ありがとうございました。

では、この件につきましてはここまででよろしいでしょうか。

続きまして、5番目にまいります。今度は報告者の秘密保護関連ということで、STATSというシステムの利用につきましてのお尋ねをさせていただいております。

これにつきまして、調査実施者からお願いしたいと思います。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 経済産業省調査統計グループ統計情報システム室の飯島でございます。調査統計システム、STATSと呼んでいますけれども、STATSの運用管理を行っている部署の担当をしております。それでは、(5)報告者の秘密保護関連ということで、STATS、そして外部接続に

よるSTATSの利用について、はじめに概要の説明をいたしまして、その後、それぞれ5つの御質問に個別に回答していくという進め方にさせていただきます。

資料1の13ページです。別紙3の調査統計システム（STATS）の説明、そして外部接続の概要について、絵を用意させていただきました。これを見ながら説明をさせていただきます。

はじめに14ページ、調査統計システム（STATS）の概要です。STATSは、総務省が中心となって策定しました「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき、従来、経済産業省の調査統計グループで個別統計ごとに作られていたシステムの機能を集約・再編して、構築したシステムであり、平成22年1月分から本格運用を開始しております。

STATSは、調査統計グループが実施する一次統計、二次統計の審査・集計・分析等業務を一元的に実施するウェブ型システムでございます。経済産業省の本省、地方の経済産業局、そして都道府県の統計主管課からの利用に加えまして、今年度から統計業務受託事業者からの利用を可能としております。

経済産業省の本省と経済産業局については、経済産業省の内部LANネットワークから接続されており、都道府県については政府共通ネットワークとLGWAN経由で接続されております。調査対象者や統計利用者向けの公関係の機能は、政府統計共同利用システムの機能を使用するシステムの構成になっております。

統計業務の受託事業者からの利用につきましては、仮想デスクトップ接続という仕組みによって実現しております。仮想デスクトップ接続は、一般的には出張先や自宅から組織内の情報システムを自由に使えるというところを売りにして、最近、普及しつつある仕組みでございますが、STATSの外部接続においては、利用するパソコンや場所、機能を限定し、それから通信を暗号化することによって、セキュリティ面を強化した仕組みとして導入しております。

それでは、外部接続のもう少し具体的な中身について説明させていただきます。資料1の15ページ、外部接続によるSTATSの利用ですが、外部接続を実施する仮想デスクトップ接続は、絵の中央部分の仮想デスクトップサービス提供事業者のデータセンターに設置されている、仮想デスクトップサーバを経由してSTATSを操作することになります。

左側、受託事業者の審査担当者は、自社のパソコンから暗号化された通信、SSL-VPN接続と呼ばれる暗号化されたインターネット回線を通じて、中央の仮想デスクトップサーバに接続いたします。そのサーバ上の審査担当者用に用意された専用のOS、そしてインターネットブラウザを操作することによって、一番右側のSTATS、これは専用線で接続されていますが、これを操作するという仕組みになります。

一番左側の審査担当者のパソコン、これは仮想デスクトップサーバ上の審査担当者専用の画面を表示することに限定されております。使うパソコンのOSやハードディスク領域、そして搭載されているソフトウェアは完全に切り離された状態で利用するという仕組みになっております。

それでは質問への回答ですが、まず①としまして、STATSの利用に当たり、受託事

業者は具体的にどのような手続や設備が必要になるかという御質問でございます。仮想デスクトップ接続によってSTATSを利用する場合、統計業務受託事業者は、インターネットに接続可能なパソコンがあれば、外部接続を利用することが可能です。先ほど申し上げたとおり、仮想デスクトップはOSや専用のアプリケーションをネットワーク越しに操作させるというだけになりますので、パソコン本体に搭載されているアプリケーションは全く依存することなく利用することになります。

そして手続面ですが、仮想デスクトップ接続については利用者認証と端末の認証をしています。よって、事前にSTATSの利用要件を記載した誓約書とともに、利用する方の氏名、パソコンの機器固有番号、もし業務で必要ならばUSBデバイスの固有番号を申請していただき、その情報を当方でこのサーバ上に登録することによって、初めて利用可能となります。

2つ目の御質問、仮想的に設置されるサーバと本省内サーバはどのように接続されるのかという点、3つ目の仮想的に設置されるサーバは具体的に誰が管理するのかという点でございますが、先ほど説明したとおり、外部接続で利用する仮想デスクトップ用サーバは仮想デスクトップサービス提供事業者のデータセンター内に設置されております。その事業者がセキュリティ監視であるとかセキュリティパッチやウイルス対策ソフトの運用管理を全て実施しております。

3番の後半部分、どのようなデータが格納されているのか、民間委託によって収集されたデータのみに限定されるのか、それ以外の統計調査のデータも含まれるのかということです。データ格納については、STATSで所有される統計調査データは全てSTATSサーバ内に格納されており、先ほどの仮想デスクトップサーバの中にはデータは格納されておられません。

ただし、審査業務上でどうしてもSTATSからデータをダウンロードするなど、一時的にデータを仮想デスクトップサーバ上に置くことは可能ですが、この接続をログオフ、終了した時点で全て初期化され、そこに格納されたデータは全て消されるという仕組みをとっております。

そして、STATS内のサーバについてのデータですが、STATSを利用するために担当者ごとに付与したユーザーIDに、統計調査を全て紐付けをしております。よって、経済産業省生産動態統計であれば46月報のみにこの担当者はアクセスが可能となり、ほかの調査データについては参照ができない仕組みになっております。

続きまして④、これまでに同様の外部接続例はあるのでしょうかという御質問でございますが、STATSの外部接続はこれまで行っておりませんでした。今年度から外部接続のサービスを開始しており、現在、特定サービス産業動態統計調査、商業動態統計調査の統計業務受託者が利用しているという状況でございます。

更に④、セキュリティ対策としてどのような措置がとられているのかという点でございます。統計業務受託事業者が行う統計業務については、仕様書や契約書上で統計業務としてのセキュリティ要件を遵守することを前提としていますが、外部接続の利用上のセキュリティ対策につきましては、先ほどの暗号化された通信や専用線による通信、このように

限定された環境内に置かれているということ。そのほか、経済産業省が許可したパソコン、USBデバイスのみ利用可能としている点。仮想デスクトップ接続によって利用できる機能をSTATSの操作のみに限定している点。提供事業者によるサービスへのネットワークの不正侵入、攻撃等の監視、仮想デスクトップ上のセキュリティパッチなど全て適切に実施している点。そして、仮想デスクトップ接続、STATSの利用状況について、証跡管理、アクセスログやどのような操作をしたのかのログの取得、監視を実施している点。これらによって、一層のセキュリティ強化維持を図っていることとなります。

そして⑤、仮想的に設置されるサーバに民間事業者がアクセスする場合、事業者システムの業務とは完全に切り離された状態になるのかという点であります。既に申し上げたとおり、仮想デスクトップ接続は、仮想デスクトップサーバ上のOSやアプリケーションを操作する時のみに使用され、接続時には、パソコン環境やパソコンのOSに搭載されているアプリケーションとは完全に切り離された状態になります。よって、ここでおっしゃっているスタンドアローン状態になります。

このように、通常、外部から接続するというのは、セキュリティの懸念が出てくるわけですが、可能な限りセキュリティリスクを排除し、安全にSTATSを利用するように構築したシステムでございます。

以上になります。

○川崎部会長 ありがとうございます。では、御質問、御意見等ありますでしょうか。

それでは、私からよろしいですか。詳しい御説明をありがとうございました。2点ほど確認といいますか、確認であるか質問か分かりませんが、資料1の14ページの横長のスライドと15ページの横長のスライドについてなのですが、1点目、15ページ目から先にいきますと、STATSを利用する統計業務受託事業者が左にありますが、これはあくまでも単体のスタンドアローンのパソコンを想定されていて、これがサーバに接続されるということはないという理解でよいですか。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 受託事業者内のネットワークにあるサーバということでしょうか。

○川崎部会長 ええ。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 それは、通常はネットワークに接続されているパソコンであっても、この仮想デスクトップに接続しにいったときに、そこから切り離されます。

○川崎部会長 ですね。だから、要は事業者内のサーバに入っていくような格好になるとリスクが高くなるので、それはないと。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 ないです。

○川崎部会長 それは接続の段階で禁止されているということですね。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 はい。

○川崎部会長 分かりました。それは結構です。

それからもう1点、今度は資料1の前の14ページの業務系のSTATSのところに、いろいろな業務ユニット、箱の中に実施準備と書いてありますけれども、事業者側がアクセ

スできる機能はこの中のどこまでなのでしょう。例えば下の方のマスタ管理は恐らく関係ないだろうと思うのですが、どこら辺までを想定されているのでしょうか。また、これは先ほどのお話からすると、46月報のみということですので、そうすると、これの多分上の3段ぐらいの箱の46月報のみアクセスという前提なのかなと思うのですが、その辺をもう少し詳しく教えていただけませんか。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 この絵だと分かりづらい部分だったかもしれませんが、それぞれ利用する担当者ごとにユーザーIDを割り振り、そのユーザーIDごとに使用できる範囲が限定されています。この絵で申し上げますと、受付、審査、集計のみになることを想定しています。ほかの機能は利用することができません。

○川崎部会長 分かりました。ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 よろしいですか。1点、教えていただきたいのですが、総務省内でもやっているシンククライアントというものに近いかという気がするのですが、シンククライアントで接続したときに、少し無理な動作をすると、結構通信が途切れたり、固まって動かなくなる。セキュリティを高くするというのは、反面、操作性が悪くなるみたいなところと裏腹の関係にあるかと思うのですが、今、既に商業動態統計調査で使われているということなのですが、その辺でセキュリティを強化し過ぎたがために使い勝手が悪いというようなことは起こっていないのですか。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 聞いている範囲では、そのようなシステム的な遅延であるとか不具合は聞いておりません。発生していないと認識しています。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ありがとうございます。

○川崎部会長 ほかにいかがでしょうか。

○西郷委員 特にはないのですが、私のネットワークに関する知識があまりにも貧弱なので、専門家から大丈夫ですと言われたら、はい、分かりましたと言う以外ないのですが、公的統計の中でこういうことに詳しい人に、別の、例えば総務省の統計局であるとか、チェックしていただくということはできるのですか。

ただ、システムの中を見るという話になるので、どこまでできるのかというのもあるのですが、公的統計の中で相互チェックができるような仕組みがあると、より安心かという感じがするのです。

○川崎部会長 これは結構難しい課題かもしれません。恐らく今、各省とも、情報化統括責任者（CIO）補佐官という体制をとっておられませんか。だから、統計の中で横並びで見えていくのがよいのか、各府省の中で情報システムで見えていくのがよいのかというのは、多分何かあるのではないのでしょうか。

そういう意味では、今、経済産業省では、経済産業省の統計だけではなくて、全体的な情報管理という観点からこれを見ておられるという体制があるということなのではないでしょうか。

○飯島経済産業省大臣官房調査統計グループ統計情報システム室参事官補佐 情報システ

ムを構築する際に、経済産業省の中には、御指摘のとおりC I O補佐官に中身のチェックをしていただいています。

その上で、セキュリティ面で問題ないかの判断をして、この仕組みを導入していますので、単なる職員だけが検討した結果ではなくて、有識者といいますか、そういったスキルのある方に見ていただいた結果だと思っています。

○川崎部会長 西郷委員のおっしゃるとおり、この書類を見て、この道のプロでもない者が、これで大丈夫ですと、確かに言い切れませんので、その辺りは是非内部での検証体制もきちんとやっていただきながら進めていただきたいということで、御説明の趣旨としては、我々もこのレベルのことで了解しましたということで進めさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは続きまして、6番目になります。今度は、信頼性の確保と題しておりますが、事務局の看板の付け方のようなお話かと思いますが、これにつきまして、調査実施者からお願いしたいと思えます。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 資料1に戻っていただきまして、6ページ(6)の1番目ですが、開設を予定している事務局とは何か、また、どのような形で設置されるのかということをごさいます。

これに関しまして、まず事務局としているのは、民間事業者の業務室内に設置される本業務を遂行するための調査実施組織を指す言葉と考えております。業務を受託した個別の企業名ではなくて、現在仮称ではありますが、経済産業省生産動態統計調査事務局という統一的な名称を用いることにより、調査対象者の理解を得やすくなるということから、調査がより円滑に実施され得るものと考えます。

仮に民間事業者が交代した場合も、調査対象者に与える影響が軽微になるものと考えており、当グループで先行して民間委託をしている経済産業省企業活動基本調査でありますとか商業動態統計調査等や、他省の経済センサスにおいても事務局を設置していると聞いております。外注する場合、事務の円滑化のためには、事務局の設置は一般的なことではないかと考えております。

2番目といたしまして、商業動態統計調査で実際に使用された「民間委託のお知らせ」や「事務局開設のはがき」につきましては、資料1の16・17ページ、別紙4のとおりでございます。

御覧いただければと思いますが、16ページは本省から調査対象事業所へ送付したものでございます。主な内容としましては、業務委託を開始すること、調査票の提出先は本省で変更ないこと、外注業者には秘密の保護規定が課されること等となっております。

17ページですが、これは受託事業者からの通知はがきになります。この中では、調査事務を受託したこと、事務局を開設したこと、守秘義務が課されていること等が記載されています。

経済産業省生産動態統計調査におきましても、調査対象事業所への連絡は商業動態統計調査を参考に行う予定としております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。この点につきましては、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

これは確かに、16 ページ、17 ページの例を見ますと、看板と同時に、看板の内訳の体制がどうなっているかということをしちんと、受託体制あるいは受託体制の中での秘密保護がどうなっているとかいうのを書かれているので、この点では誤解のないようにされているので、よいのではないかと思います。

最近は特に成り済ましの振り込め詐欺みたいなものが起こったりしているので、そういう意味でも、本当に誤解のないように、こういうことをきちんと徹底していただくのはよいことだと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、こちらは御説明、ありがとうございます。

続きまして、7 番目の民間事業者の履行能力の確認という関連での御質問でした。こちらについて、また御説明をお願いします。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 資料1の6 ページ(7)について回答します。1 番目の商業動態統計調査の応札者数についてのお問合せでございます。これは3 社とのことでございます。

2 番目の総合評価方式の評価項目及び評価割合の例につきましては、商業動態統計調査の評価項目一覧を資料1の9 ページ、別紙2のとおりとなっております。これで評価項目や点数配分等を定め、それぞれ評価をし、評価の得点は全部でこの項目自体は200 点、価格点を100 として、総合して入札者を決めるという方法をとってございます。

細かい内容ですので、説明は省略させていただきますが、例えば必要な事項の引継ぎやセキュリティ体制について、提案書の中でじっくり見て評価をしていく、ということで入札者の選定に当たっていききたいと思うところでございます。

3 番目の当省で行っている入札結果に係る公表の様式は、資料1の18 ページ別紙5のとおりでして、この様式により入札結果をホームページに掲載しているところでございます。

説明は以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。これにつきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

このようなことで、きちんとした入札、履行能力の確認をしておられるということですね。分かりました。

それでは、これで一通り前回からの質問に対しての御回答もいただきました。これで一通りの質疑応答も終了したと思いますが、以上の議論を通じまして、全体として何かそのほかに御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お願いいたします。

○水野愛知県県民生活部統計課課長補佐 愛知県の水野と申します。今回、こちらで審議されている内容は、経済産業省本省と経済産業局を経由するものについてですが、今後、都道府県経由の調査票についても検討を進めていくことになるかと伺っておりますので、今後の参考となるように、都道府県の現状や、民間委託に当たって特に愛知県が要望したい

ことについて、ここで述べさせていただきたいと思います。

まず、愛知県の現状について述べさせていただきます。愛知県では、調査員調査を実施しています。ちなみに、調査員調査が18%、郵送調査が34%、オンライン調査が48%という割合になっており、調査員調査の件数が大体100件弱となります。

調査員調査のうち、組合調査員調査の比率が愛知県は7割程度あるということが特徴です。組合調査員調査というのは何かと申しますと、地場産業、例えば陶磁器や織物工業などがそれぞれ協同組合を作っておりますが、その組合の事務職員が調査員という役割を担って、それぞれの事業所から調査票を回収するというものです。それが調査員調査の中の7割ぐらいを占めています。

組合調査員ですと、日ごろからそれぞれの地場産業の事業所と非常に付き合いがあるものですから、高い回収率が維持できているのではないかと考えています。このような結果、愛知県は調査全体で95%程度の回収率になっています。

ほかには、都道府県経由のものについては、とても小規模な事業所が多いという現状があります。中には事務職員が存在せず、社長自らが調査票を書いているようなところもございます。また、パソコン環境が整っていないところも多くございまして、オンラインを進めていくという全体的な方針には私も賛成するのですが、必ずしもオンライン調査に向かない事業所もあるのではないかと実感しています。

こちらが1点目の愛知県の現状についてです。

2点目として、民間委託に当たって愛知県として特に要望したいことを述べさせていただきます。愛知県では、経済産業省生産動態統計調査の結果を基に、愛知県の鉱工業指数を毎月作成し、公表しております。ちなみにこちらは47都道府県のうち46都府県が作成しています。作成していない北海道は、地方局で作成しているからであり、結論としては全都道府県で作成しているということになります。

特に愛知県では、工業県ということもあり、この鉱工業指数を県の景気動向を見る上で大変重要な指標と位置付けております。ですので、今後、民間委託がなされていくと思いますが、是非公表に堪え得るような調査精度の高さや回収率を維持していただきたいと思い、この点を要望したいと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございました。今の御意見、御要望に関して、あるいは現状の説明に関しまして、経済産業省から何かございますか。

○秦経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室長 愛知県には毎月生産動態統計調査に大変御尽力いただきまして、また、高い回収率を挙げていただきまして、この場合を借りてお礼を申し上げます。

今回の民間委託の次のことをどう考えるかということですが、いずれにしても、今いただきました御意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○川崎部会長 ありがとうございました。貴重な情報提供と御意見をありがとうございました。是非、今いただいたような事実やお考えを踏まえて、また、この後の答申や、あるいは更に今後の統計委員会での議論を進めていけたらと思います。

伺いながら感じますのは、調査にはいろいろな側面があるので、なかなか一律の方法だけで進めていくわけにはいかない。調査の情報を回収する現場が一番適切に動けるようなやり方をしなくてはいけないと感じますので、その辺りをきちんと今後の議論の中でも踏まえてまいりたいと思います。ありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上でこれまでの御説明と、それに関する質疑応答は終了とさせていただきます。これから答申（案）の審議に進ませていただきたいと思います。

答申（案）ですが、これはあらかじめ委員の皆様にはお送りしております。時間は足りなかったかもしれませんが、御覧いただくようにしております。お手元に資料2として配られているかと思えます。

これについて、ごく簡単に構成だけ最初に眺めていただきながら、その上で御審議をいただきたいと思えます。

まず、全体の構成ですが、資料2の1ページ目、「1 本調査計画の変更」ということになります。その中で全体の方向性、結論といたしまして承認の適否ということで簡潔に結論を述べております。ここでは承認して差し支えないということを書いております。内容についてはまた後ほど議論させていただきます。

それから次に、「(2)理由等」ということで、その理由を述べているというわけです。これは種々の項目について述べさせていただいております。

それから、その理由の後、4ページ目まで飛びますけれども、「1 本調査計画の変更」、次の項目としまして「2 オンライン調査の推進」ということで、これについても対応状況についての判断を記載するというようにしております。

それから最後、5ページ目に「今後の課題」ということで、これまで、特に前回部会でも課題とすべき点があるという意見を頂いておりますので、これも記載しているということです。

以上のような構成となっております。ということで、これにつきまして、順番に審議を進めさせていただきたいと思えます。

審議に入る前にもう1点、本日御欠席の河井委員からは別途御意見をいただいておりますので、それについて事務局から御紹介をお願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 では私から。今回の答申(案)の審議に当たりまして、御欠席の河井委員から、昨晚、コメントを頂戴しております。最終的には議事録に残してまいりますけれども、本日は恐縮ながら口頭でコメントを御紹介さし上げたいと思えます。

河井先生から2つコメントを頂戴しております。読ませていただきます。

①民間業者への業務移行では、従来よりも改善される面も確かにありますが、統計の質の向上や維持に対する不安も残ります。経済産業省は、民間業者の作業状況や成果に対して常にモニターして、よりよい統計が作れるよう、今後もバックアップできるよう留意していただければと思えます。

2点目です。②オンライン調査の推進についても同意いたしますが、今後も調査形態の

変化が回答にどのような影響があるのかについて調査を行うのと同時に、その結果の公表についても検討していただければと思います。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、今の河井委員からの御意見につきましては、また該当しそうな箇所でも振り返ってみながら、何か反映することができないかということを考えていきたいと思っております。

ということで、また戻りまして、1ページ目の承認の適否のところには参りますが、ここでは全体として変更を承認して差し支えないという判断を示しております。これは、全体としてこの部会での審議はそういうとおりだったと思っておりますが、これについての大事なところは、理由や、その背景の確認というところであろうかと思っておりますので、ここを議論する前に2番の理由のところに進めていきたいと思っております。

まず、(2)の「ア 調査方法の変更」ということですが、これはざっと御覧いただきますと、1ページ目のところでは今回予定されている変更の内容はこのようなものであるということを書いてあるということでございます。

それから、2ページ目に進みまして、今度は、最初の段落では、民間委託に関する総合的な留意点を記載するということをしております。

それから、第2段落のところの本申請については、いろいろ課題があるということが第1段落で述べてありますが、こういう課題が存在するけれども、ここにあるような4点ほどの対応、これは経済産業省の方できちんと配慮されるということで御回答をいただいておりますので、それらを書き上げまして、その上でこれらの措置が的確に実施される限りにおいては適当と判断せざるを得ないものと考えするという結論とさせていただいております。

これは通常、適当であるとか、言い切りが多いのですけれども、今回、いろいろな関係を考えますと、民間委託について、かなりの懸念もあります。そういうことがありますので、手放しで適当とはなかなか言いにくいところがございます。それから、統計委員会の中でも、西村委員長から、民間委託ありきで考えるわけではないのでしょうかという、いろいろな意味での確認の御発言もありました。そんな中でのやや慎重な姿勢をここにどう表現するかということで、このような表現としているところであります。

このような形で書いておりますが、このような文案としていくということで考えております。いかがでしょうか。御意見ありましたらお願いしたいと思います。

今、適当と判断せざるを得ないところまで私は説明をとめておりますが、この後、アのところにつきましては、この後ろに留意点として予定されている措置が全部一覧表になっているということで、さらに、資料2の3ページ目に続いておりますけれども、ここに、ただし、民間委託の活用にあたって留意点があるということで、3ページ目の下段①、②ということで2点ほどの留意点を挙げているということでございます。

1つは、単年度契約の問題で、これはできるだけ複数年度契約化に努めることということです。それから2番目は、照会、督促の内容についての記録を残すというだけではなくて、このノウハウをきちんと経済産業省自体としても蓄積をしていただきたいということ

であります。

このようなことを留意点としてリマインドしながら、その上で今後の検証結果について注視をしていくという姿勢を、部会として、また、委員会として持っていきたいということでございます。

ここで、先ほどの河井委員の御意見ですけれども、1番目のポイントが関係すると思われまので、もう少しそれを踏まえて反映することが考えられるかと思えます。例えば、具体的に申せば、資料2の3ページ目の下段②ですけれども、3行目の最後、「経済産業省に蓄積すること」というふうに終わっておりますが、河井委員の御意見を踏まえますと、これは蓄積するだけではなくて、業務の中で民間事業者に対して適切な指導・助言を行っていただきたいということがありました。それを含めるということで、ここに「蓄積するとともに、民間事業者に対する適切な指導・助言を行うこと」というのを加えてはどうかと考えております。したがって、お配りしたものに今のところだけ追加したのが、今の検討いただきたい案文ということでございます。

そのようなことでいかがでしょうか。

○西郷委員 すいません、今、ほかのところを読んでいたので聞き逃したのですけれども、今は一文を、資料2の2ページ目の真ん中辺りのところに付け加えるというお話ですか。

○川崎部会長 失礼しました。それは3ページ目の方です。3ページ目に、表2の最後のところの下に、留意点が①、②とあります。その②のところには3行ほど文章がありますが、これの結びを、「経済産業省に蓄積すること」の後につなげるという形で、これとともに、民間事業者に対する適切な指導を行うことというような形でつなげてはどうかということ です。

○西郷委員 分かりました。

○川崎部会長 すいません、お読みのところにいろいろ申し上げたので。

○西郷委員 いやいや、すいません。考えていたのは、2ページ目の表2のところなのですけれども、表2の上と下というのはどういう係わりになるのですか。適当と判断せざるを得ないものと考えたくなってセンテンスが終わっていて、その後、表2が出てくるのですけれども、この表2は、言及は、ただしというところにつながるのかもしれない。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 これは、2ページの中段④の課題について表2のとおり措置を講じることとしている。だから、適当と判断せざるを得ないという流れです。

○西郷委員 いや、少し日本語としてということになってしまうのですけれども、適当と判断せざるを得ないというのは、あまりにも何か。

○川崎部会長 少々過ぎる。

○西郷委員 ふだん使わない日本語かという。何とかせざるを得ないというのは、本当はやりたくないのだけれども、こう考えざるを得ませんという。何とかと言わざるを得ないとか、そういうところから出てくるのですけれども。

○川崎部会長 少し違和感がありますかね。

○西郷委員 違和感というか、何かもう少し、適当と判断する、ただし、次のようなとこ

ろに留意することというような形であれば、すっきりするのですけれども。

確かに御懸念は、部会長がおっしゃっていた点は重々承知してはいるのですけれども、少し何か。

○川崎部会長 おっしゃるとおり、日本語としては少し違和感がなくはないですね。

○西郷委員 あまり聞かない言い方ではあると思うのです。ただ、私も代案があって申し上げているわけではないので、これしかないということであれば。

○川崎部会長 確かに、せざるを得ないというのも相当慎重過ぎる言い方かもしれません。日本語の表現として少し違和感がないではないです。

非常に悩ましいのは、手放しで適当であると理解されたくないというのがあるのです。

○西郷委員 それがあるというのは。

○川崎部会長 その条件付き適当というのが、今おっしゃった「ただし」なのでしょうが、どうもそのところがここの結びの文言の中に何か盛り込めないかというのが、実は気持ちなのです。

○西郷委員 なるほど。

○川崎部会長 もう1回、ここは最後の表現の問題であるのですが、考えさせていただいて、もし、よりよい代案が出てくれば、そこはまた改めてメールで御相談をさせていただくことになると思いますが、よろしいでしょうか。

○西郷委員 分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。大事な御指摘だと思います。表現上のニュアンスをよく考えておきたいと思います。

ほかの点についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ひとまずこの点だけ、最後の結びの文言だけ、違和感があるのをどう考えるかという点だけ、ペンディングとさせていただきまして、次に進ませていただきたいと思います。

それでは次が、イの調査方法の整理ということでございますが、これは経済産業局の調査が継続される47月報についての調査の整理ということで、ここに説明がございます。これは適当であると単純に言い切っております。このような形で書いておりますが、いかがでしょうか。

これにつきましては、現状をそのまま、問題がないということを書いているということかと思しますので、よろしいでしょうか。

○西郷委員 はい。

○川崎部会長 それでは続きまして、ウに進ませていただきます。今度は提出先、提出期日と部数の変更ということでございますが、これも前の変更に伴っての自然な変更ということですので、これも適当と整理しておりますが、よろしいでしょうか。

○西郷委員 はい。

○川崎部会長 では、こちらはこの形で進めさせていただきます。

それから続きまして、「2 オンライン調査の推進」ということでございます。これは、この調査の事実関係について文章化をしているというのが前段の部分でございます。これ

については、オンライン調査が近年増加傾向にあるということもあって、また、このような取組について評価ができるということで、今後の利用の促進に期待をするということで結んでおります。

少し御覧をいただきながらも、補足で申し上げますと、先ほどの河井委員の御意見が、オンライン調査に関して御指摘がありましたので、これもここに何とか反映できないかという考えがございます。具体的には資料2の4ページ目の末尾の行に、「今後更なる利用促進を期待する」というのが結びになっておりますけれども、河井委員の御意見を踏まえますと、もう少し言葉を補いまして、「今後更なる利用促進を期待するとともに、オンライン報告の増加に伴う効果の影響の検証や、その情報提供の充実を期待したい」と、その部分が河井委員の御意見でしたので、これを追加してはどうかと思います。

要するに、単に利用促進というだけではなくて、どのような効果や影響があったか、その検証をしていただきたい、また、その情報提供をしていただきたいということで、それも併せて述べる必要があるかと思えます。

これは先ほどの愛知県からの御意見にも、オンライン調査を手放しで進めるばかりでは問題が出るケースもあるかもしれないということで、そういう把握をして、その情報もできるだけ提供していただきたいということです。それもこの中に述べてはどうかと思えます。

ということで、前段の事実関係を踏まえまして、後段はそういう結論ということで、さらなる利用促進と、それから、その効果や影響の検証、そして、その情報提供をお願いするという結びたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これはそのようなことで御了解いただいたということで、先に進ませていただきます。

それから最後に資料2の5ページ目、今後の課題ということでありますが、これも、これまでの本日の議論にも出てきたとおり、民間委託の影響の評価について十分な検証を行っていただきたいということ、また、それを今後の委託業務の内容改善に活用していただきたいことを課題として記載していきたいということでございます。

このような形で入れたいと思えますが、いかがでしょうか。また、このほかにももしあるようでしたら、御提案いただいても結構です。

全体としてはこのようなところですが、よろしいでしょうか。

では、今後の課題についても御了解をいただいたものとさせていただきたいと思えます。

それで、おかげさまで答申（案）の審議はこれでほぼ終わったわけですが、この後ですけれども、1月の統計委員会に答申（案）を、先ほどの文言の調整をした上で出していくという方向で、スケジュールを考えていきたいと思えます。

ただ、実は私、今日の会議の資料を拝見し、先ほどの冒頭の西郷委員からの御発言もお聞きしながら考えたのですが、やはりこの機会に民間委託に関連して、部会長メモという形で、この部会としての審議を踏まえての意見を出したいと考えております。西郷委員も御賛同いただければ、そういった方向で考えさせていただきたいと思えます。

そこに何を盛り込むかということは、もう少し議論があってもよいのかと思うのですが、

特に今、民間委託が進められて十数年になりますけれども、そこに関して、統計委員会自体としても、その評価や見直し、反省といえますか、そういった振り返りが必要なのではないかということがあろうかと思えます。これは西郷委員の大事な御指摘だと思いますので、民間委託自体、これからどう考えていくのかというのは、統計委員会としても更に考えていくべきであるということは述べる必要があるかと思えます。

また、もう1点、私、本日の資料の中で特に気になりましたのが、統計のリソースの現状という人員の表、それから、経済財政諮問会議等々、ほかの会議での議論のポイントなのですが、その中にもやはりかなり人材の減少について懸念する声がありました。

統計委員会の中でもそういう議論はこれまでもあったわけですが、この機会に、そもそも民間委託を行うということの背景に起こっている事情として、やはりリソースの縮減という事情がありますので、それに対する懸念を表明することも必要ではないかと考えております。

それから、そういう中でその環境に適応する対処として民間委託というものがあると考えますけれども、その民間委託の中には、この答申の中にもありましたように、様々なメリットもあるわけですが、リスクなどもあるので、そういったことについては、今後、個別の調査ごとの判断というよりも、少し横断的な観点からも対応についての基準ですとか、そういったものを更に考えていく必要があるのではないかと。そのようなことを含めていってはどうかと思っております。

ということで、私自身もまだ頭の中が整理できておりませんが、大きく言えば、先ほどの民間委託自体についての反省、振り返りというのが1点、それから、リソースの縮減に対する懸念、それから、民間委託に関する様々なリスクや留意点についてのさらなる横断的な検討の必要性、そういったことを主なポイントとして部会長メモとして出していこうかと考えております。

また案文を作りましてから、委員とも御相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で、今回の経済産業省生産動態統計調査の審議、2回分、おかげさまで効率的に進めることができました。ありがとうございました。

それでは、本日をもってこの審議を終了とさせていただきます。

最後に、事務局から御連絡等がありましたら、お願いしたいと思います。

○大森総務省政策統括官（統計基準担当）付 事務局から連絡させていただきます。先ほど議論させていただきました答申（案）の修正案等につきましては、部会長と御相談の上、早急にお示しいたしますので、御確認のほど何とぞよろしくお願いいたします。

また、部会の概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたしますので、こちらにつきましてもよろしくお願いいたします。

最後に、たびたびで恐縮でございますが、メインテーブルの方々には席上配布資料を配布しております。席上配布資料については、大変恐縮ではございますが、お帰りの際にはお席にそのまま置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○川崎部会長 それでは、これで終わります。どうもありがとうございました。